

令和5年第2回小清水町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和5年5月2日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 仮議席の指定について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 選挙第 1号 議長選挙について
- 第 4 会期の決定について
(議長諸報告について)
- 第 5 選挙第 2号 副議長選挙について
- 第 6 議席の指定について
- 第 7 発議第 4号 常任委員の選任について
- 第 8 発議第 5号 議会運営委員の選任について
- 第 9 発議第 6号 議会報編集特別委員会の設置について
- 第10 選挙第 3号 斜里地区消防組合議会議員選挙について
- 第11 選挙第 4号 斜里郡3町終末処理事業組合議会議員選挙について
- 第12 同意第 2号 監査委員の選任について
- 第13 承認第 1号 専決処分した事件の承認について（町税条例の一部を改正する条例制定）
- 第14 承認第 2号 専決処分した事件の承認について（令和4年度小清水町一般会計補正予算（第8号））
- 第15 承認第 3号 専決処分した事件の承認について（令和5年度小清水町一般会計補正予算（第1号））
- 第16 議案第28号 防災拠点型複合庁舎2期外構工事に係る契約の締結について
- 第17 議案第29号 役場庁舎解体工事に係る契約の締結について
- 第18 議案第30号 道の駅活性化センター改修工事（建築主体）に係る契約の締結について
- 第19 議案第31号 道の駅活性化センター改修工事（機械設備）に係る契約の締結について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	木戸寛治君
3番	高谷貴子君	4番	氣田敏和君
5番	瓜田新一君	6番	鬼塚茂君
7番	工藤孝一君	8番	和田彩君
9番	更科浩司君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	荒木和正君
企画財政課長	石丸寛之君
町民生活課長	牧野尚樹君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
子育て支援課長	佐藤大吉君
生涯学習課長	組野麻記君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	村上信二君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	村上信二君
書記	谷綾乃君

◎開会の宣告

○臨時議長（槻間善高君）ただいまから、令和5年第2回町議会臨時会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○臨時議長（槻間善高君）直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定について

○臨時議長（槻間善高君）日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名について

○臨時議長（槻間善高君）日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則124条の規定により、

仮議席1番 和田 彩 議員 仮議席2番 氣田 敏和 議員
を指名いたします。

◎選挙第1号

○臨時議長（槻間善高君）日程第3、選挙第1号、議長選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○臨時議長（槻間善高君）異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○臨時議長（槻間善高君）異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長に、仮議席9番、坂田秀昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました坂田秀昭議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○臨時議長（槻間善高君）異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました坂田秀昭議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました坂田秀昭議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

これをもって、臨時議長の職務は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

坂田議長、議長席に着席を願います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時34分

再開 午前9時36分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（坂田秀昭君）（議長就任あいさつ）

おはようございます。議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の指名推選をいただき、議長に就任することとなりました。大変な重責だと受け止めています。御賛同くださいました議員の皆様には感謝申し上げますとともに、思いに報いるべく、覚悟を新たにしているところであります。

昨今、地方議会を取り巻く環境は、決して楽観的な状況にはないと思っております。議員として知恵を出し、開かれた議会、町民目線の議会の構築に強い思いを持っております。

町民の声を広く受け止める環境の中で、一体感を保ち、議員として一人一人がそれぞれの特徴を発揮され、切磋琢磨し、4年間しっかり議会の向上につながるよう、先頭に立っていく覚悟で頑張りたいと思います。

重ねて、議員各位の御支援、御協力をお願い申し上げ、就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂田秀昭君）久保町長から御挨拶がございませぬ。

久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。臨時議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和5年小清水町議会第2回臨時会につきましては、統一地方選挙後の初議会として招集をさせていただきます。まずは、ここに町民の皆様への負託を担われ、めでたく御当選の栄誉に輝かれました議員の皆様へ心よりお祝いを申し上げます。

また、ただいま坂田議長より、就任に当たりましての御挨拶がございましたが、選任されましたこと、重ねてお喜びを申し上げます。おめでとうございます。

議員の皆様におかれましては、選挙を通じながら、基幹産業であります農業をはじめ、商工業、観光業の進行発展、また教育、福祉の向上など、町民の皆様からの御意見や御要望を受けられ、それに応えるべく、これからの4年間御活躍されることと存じます。今後とも、町民の皆様へ寄り添われ、様々な御意見が町勢の発展並びに住民福祉の向上につながるよう、格別の御指導と御協力を賜りますよう、よろしく御願ひ申し上げます。

さて、本日の会議は、選挙後初の臨時議会でございますので、議会の構成などにつきまして御審議をいただくわけでございますが、私どもから提案させていただきます案件につきましては、監査委員の選任同意1件、専決処分しました事件の承認3件、議案では、工事の契約の締結4件、合わせて8件でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案につきまして御協賛くださいますようお願い申し上げます。

改選後の初議会に臨み、お祝いを申し上げますとともに、議員の皆様への御健勝、御活躍を御祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。

これに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

本日の会議に関する諸報告を村上事務局長から報告させます。

○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は、10名でございます。本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

本日の臨時会は、一般選挙後の初議会でございますので、議事の運営上、幾度となく休憩を挟み進めてまいりますので、傍聴人の皆様におかれましては、御了承の上、よろしく御願ひいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎選挙第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、選挙第2号、副議長選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によって行います。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に、仮議席10番、槻間善高議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました槻間善高議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました槻間善高議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました槻間善高議員に対しまして、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま副議長に当選されました槻間善高議員より、就任の御挨拶をお願いいたします。

○副議長（槻間善高君）（副議長就任あいさつ）

一言御挨拶を申し上げます。

ただいま副議長に就任させていただきました槻間です。先ほど指名推選をいただき、議員の皆様方から御賛同、御理解をいただきましたことに対しまして心から厚くお礼を申し上げます。大役を受け、身の引き締まる思いもいたしますが、議員の皆様とともに、小清水町議会をよりよい方向へと進め、発展させたいと考えております。

町長をはじめ、役職員の皆様にも御協力をいただきながら、議会の運営と小清水町の発展に努めたいと考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、就任の御挨拶といたします。よろしくお願ひします。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。

休憩 午前9時45分

再開 午前9時46分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議席の指定について

○議長（坂田秀昭君）日程第6、議席の指定を行います。

議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることになっております。

暫時休憩いたします。

休憩 午前9時47分

再開 午前9時50分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

議席の指定を行います。

議席番号と氏名を村上事務局長に発表させ、指定に代えたいと思います。

○事務局長（村上信二君）議席を発表いたします。

1番が副議長の槻間善高議員、2番が木戸寛治議員、3番が高谷貴子議員、4番が氣田敏和議員、5番が瓜田新一議員、6番が鬼塚茂議員、7番が工藤孝一議員、8番が和田彩議員、9番が更科浩司議員、10番が議長の坂田秀昭議員となります。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）ただいま発表したとおり、議席を指定いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前9時51分

再開 午前9時52分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎発議第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、発議第4号、常任委員の選任についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時00分

○議長（坂田秀昭君）それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、総務文教常任委員に工藤孝一議員、瓜田新一議員、鬼塚茂議員、和田彩議員、それと私、坂田秀昭議員の5名。

経済厚生常任委員に、木戸寛治議員、更科浩司議員、高谷貴子議員、氣田敏和議員、槻間善高議員の5名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり、常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時06分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

村上事務局長から、諸般の報告をさせます。

○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。

休憩中に、各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果について、御報告申し上げます。

総務文教常任委員会委員長、鬼塚茂議員、副委員長、和田彩議員。

経済厚生常任委員会委員長、更科浩司議員、副委員長、氣田敏和議員。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎発議第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、発議第5号、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、工藤孝一議員、瓜田新一議員、更科浩司議員、氣田敏和議員、以上のとおり指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4名の議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時13分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

村上事務局長から、諸般の報告をさせます。

○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。

休憩中に、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果について、御報告申し上げます。

委員長に工藤孝一議員、副委員長に瓜田新一議員。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時19分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎発議第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、発議第6号、議会報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、6名をもって構成する議会報編集特別委員会を設置し、議会報の編集及び発行を付託の上、発行が終了するまでの議会閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました議会報編集特別委員会の委員については、委員会条例第5条第4項の規定により、瓜田新一議員、鬼塚茂議員、和田彩議員、木戸寛治議員、高谷貴子議員、更科浩司議員を、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名した6名の議員を議会報編集特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時25分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

村上事務局長より、諸般の報告をさせます。

○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。

休憩中に、議会報編集特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果について、御報告いたします。

委員長、木戸寛治議員、副委員長、高谷貴子議員。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎選挙第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、選挙第3号、斜里地区消防組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選にすることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

斜里地区消防組合議会議員に、木戸寛治議員、和田彩議員、それと私、坂田秀昭の3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名の議員を斜里地区消防組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3名の議員が斜里地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま斜里地区消防組合議会議員に当選されました3名の議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

◎選挙第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、選挙第4号、斜里郡3町終末処理事業組合議会議員選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

斜里郡3町終末処理事業組合議会議員に、槻間善高議員、工藤孝一議員、氣田敏和議員の3名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名の議員を斜里郡3町終末処理事業組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3名の議員が斜里郡3町終末処理事業組合議会議員に当選されました。

ただいま斜里郡3町終末処理事業組合議会議員に当選されました3名の議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長(坂田秀昭君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎同意第2号

○議長(坂田秀昭君) 日程第12、同意第2号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、瓜田新一議員は除斥の対象となりますので、退席を求めます。

(瓜田新一議員退席)

○議長(坂田秀昭君) 説明を求めます。

久保町長。

○町長(久保弘志君) ただいま上程されました同意第2号、監査委員の選任について、御説明申し上げます。

本町監査委員2名のうち、議員の中から選任する委員として、小清水町字止別79番地、瓜田新一氏を選任いたしたく、本案を御提案申し上げた次第でございます。

選任について、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) お諮りいたします。原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、同意第2号、原案のとおり同意と決定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時50分

○議長(坂田秀昭君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎承認第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、承認第1号、専決処分した事件の承認について（町税条例の一部を改正する条例制定）についてを議題といたします。

説明を求めます。

牧野町民生活課長。

○町民生活課長（牧野尚樹君）ただいま上程されました承認第1号、専決処分した事件の承認について（町税条例の一部を改正する条例制定）について説明申し上げます。

議案書の13ページ、また併せて資料、町税条例改正の概要及び新旧対照表を御覧ください。

本専決処分につきましては、令和5年度の税制改正における地方税法等の一部を改正する法律、その他政令等の一部改正が本年3月31日に公布され、原則として4月1日に施行されたことに伴い、町税条例等の関係規定について、改正を行ったものでございます。

初めに、資料、町税条例改正の概要を御覧ください。

主な改正内容といたしまして、町民税関係では、国土の保全・地球温暖化防止等のため、森林環境税を導入する法律改正が行われ、国税ではありますが、徴収方法として、町道民税均等割と合わせて1人年額千円が令和6年度から課税されることとなります。この法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法等に関する条文の整備を図るものでございます。

なお、現在、東日本大震災復興基本法に基づき、引き上げられています町道民税均等割額千円は令和5年度で廃止となります。

町民税関係の2点目として、扶養親族等控除申告書の記載方法が簡素化され、前年の申告内容に異動がない場合には、異動がない旨の記載とすることができることとなり、その記載方法に係る条文の整備を図るものでございます。

次に、固定資産税関係では、長寿命化に資する大規模修繕等が行われた特定マンションに係る税額の減額措置が創設され、この減額措置に伴い、申告書に添付する書類等の規定を整備するものでございます。

次に、軽自動車税関係では、道路交通法の一部が改正され、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等の交通方法及び車両区分等の規定が施行されたことに伴い、課税上の規定を整備するものでございます。

また、軽自動車税種別割のグリーン化特例、電気自動車等を取得した場合の軽減措置について、特例の期限を3年間延長する規定を整備するものでございます。

それでは、改正条文でございますが、資料の新旧対照表により説明させていただきます。改正の内容につきましては、新旧対照表の右の欄に記載しておりますが、法律等の改正に伴う文言や条項の整理については、説明を省略させていただきます。

初めに、町民税関係の改正ですが、1ページ上段、第34条の9第2項では、控除し切れない還付額がある場合に、翌年度充当できる徴収金に森林環境税等を加え、その取扱いに係る規定を整備するものです。

次に、下段の第36条の3の2第2項では、扶養親族等申告書の記載方法の簡素化を規定する改正でございます。

3ページになります。第38条第3項では、森林環境税の導入に当たっての徴収方法の規定を追加、続いて第41条では、納税通知書の記載方法を、同ページ下段、第44条第1項では、給与から特別徴収の方法により徴収する所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正、飛びまして6ページ、第47条の第2項では、給与所得からの特別徴収税額を普通徴収税額へ繰り入れる規定に、7ページ、第47条の2第1項では、年金から特別徴収の方法により徴収する所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正、8ページ、第47条の6第2項では、年金所得から特別徴収税額を普通徴収税額へ繰り入れする規定と森林環境税徴収に係る規定の改正をするものでございます。

次に、12ページ下段からになります。固定資産税の改正としまして、14ページの上段までの附則第10条の2、こちらにつきましては、わがまち特例について規定しております。法附則の条文整理のほか、14ページ、第26項では、現行の中小企業者等の事業用家屋・償却資産等の特例は廃止され、新たに長寿命化に資する大規模修繕等が行われた特定マンションに係る減額措置についての改正を行い、また下段の第10条の3第11項の追加条文につきましても、同減額措置に係る申告書の添付書類についての規定

を追加するものでございます。

次に、10ページに戻りまして、軽自動車税関係の改正としまして、第82条では、いわゆる電動キックボード等の特定小型原動機付自転車に係る道路交通法の一部が改正され、電動キックボード等の交通方法及び車両区分等の規定が施行されたことに伴い、課税上の規定を整備するものでございます。

次に、飛びまして15ページをお開きください。下段、現行の第15条の2では、軽自動車購入時に徴収となる環境性能割について、臨時的軽減措置として非課税とされておりましたが、2035年、電動車100%とする政府目標と整合性させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げることに伴い、この条文を削除、16ページ上段、「附則第15条の2の2」を「附則第15条の2」に改め、第4項では、自動車メーカーによる燃費・排ガスの不正行為への対応のため、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発防止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合を現行の「10%」から「35%」に引き上げる改正を、附則第15条の6第3項では、環境性能割の軽減特例措置の規定を削除、下段の附則第16条第2項では、より環境性能により車両の普及を後押ししていく観点から、種別割のグリーン化特例の適用期限が3年間延長されたことに伴う改正と、グリーン化特例を年度区分とせず登録年度の翌年度分とする改正に加え、17ページから18ページにかけて、同条第3項から第6項までの年度ごとの税率規定を削除し、18ページ下段から19ページ上段にかけての項を繰り上げた第3項から第4項で期間の延長及び引用する条文の規定を整備、附則第16条の2第3項の改正では、附則第15条の2同様に不正が行われた場合の賦課徴収の加算割合を引き上げる改正でございます。

最後に、21ページからの改正附則でございますが、施行期日を法の施行日、また原則として令和5年4月1日の施行でございますが、第1条第1号として、特定小型原動機付自転車の改正規定は、令和5年7月1日、第2号として、森林環境税の導入に係る改正規定及び軽自動車の不正を抑制するための改正規定は、令和6年1月1日、第3号として、扶養親族等申告書の記載の簡素化する規定は、令和7年1月1日とし、第1条にて、これら施行期日を定め、第2条以降は、各税ごとに改正後の条例適用に係る経過措置を定めるものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第1号を採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、承認第1号、原案のとおり承認されました。

◎承認第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、承認第2号、専決処分した事件の承認について（令和4年度小清水町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま上程されました承認第2号、専決処分した事件の承認について（令和4年度小清水町一般会計補正予算（第8号））を御説明申し上げます。

議案書22ページをお開き願います。

専決処分の内容ですが、2件の指定寄付がございましたので、これを積み立てる予算追加を行ったもので、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億5,719万4千円としたものでございます。

議案書の25ページをお開きください。

初めに、歳入予算ですが、17款寄付金、総務費寄付金は、防災拠点型複合庁舎整備に対する指定寄付1件、100万円を追加。

民生費寄附金は高齢者、子供、子育てなど福祉振興に対する指定寄付1件、100万円を追加。

これに対して歳出予算ですが、議案書27ページの2款総務費1項4目24節公共施設整備基金積立金に100万円、次の3款民生費1項1目24節は、福祉振興基金積立金に100万円をそれぞれ追加したものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第2号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、承認第2号、原案のとおり承認されました。

◎承認第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、承認第3号、専決処分した事件の承認について（令和5年度小清水町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま、上程されました承認第3号、専決処分した事件の承認について（令和5年度小清水町一般会計補正予算（第1号））を御説明申し上げます。

専決処分の内容でございますが、初めに、食費等の物価高騰に直面し、特に影響の大きい低所得者の子育て世帯に対し、対象児童1人当たり5万円を給付するとして国の子育て世帯生活支援特別給付事業につきまして、5月中に支給できるよう予算の追加を行ったものでございます。

次に、令和5年度における新型コロナワクチンの接種対象者等につきまして、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において決定されたのを受け、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高い方及び医療従事者等については春、夏期として、5月から8月にかけての追加接種を実施。

9月から12月までの間は、追加接種可能な全ての年齢の方を対象としたワクチン接種が行われることとなったところでございます。

これを受けまして、本町といたしましては、速やかに5月からの接種を行うこととして、これに係る事務費及び業務委託料などにつきまして、予算の追加を行ったものでございます。

議案書30ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,343万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億943万4千円としたものでございます。

議案書35ページをお開きください。

まず歳出予算ですが、主要施策調べ1ページと合わせて御覧願います。

3款民生費2項3目子育て支援費は、国の子育て世帯生活支援特別給付事業といたしまして、住民税非課税世帯等の世帯に対し、ゼロ歳から18歳以下の児童1人につき5万円を給付するもので、これに係る事務費では、10節需用費、11節役務費に3万円追加計上。事業費では、18節負担金補助及び交付金、子育て世帯生活支援特別給付金に、対象児童数45名と見込み計225万円を追加計上したものです。

4款衛生費1項7目新型コロナウイルス感染症対策費は、5月16日から65歳以上の高齢者及び5歳以上の者のうち、基礎疾患を有する方、医療施設及び高齢者施設等の従業者、1,590人を対象として見込み準備したもので、10節需用費及び11節役務費12節委託料のうち、ワクチン接種予約受付業務及び健康管理システム改修業務委託料を合わせまして、693万円を事務費として計上。

12節委託料は、ワクチン接種会場までの足の確保として、ワクチン接種交通確保業務委託料40万円を追加、次のワクチン接種業務委託料は、医療機関に支払う業務委託料として382万4千円追加したものでございます。

議案書戻りまして、33ページをお願いいたします。

歳入予算ですが、14款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫負担といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金382万3千円追加計上。2項2目民生費国庫補助金は、子育て世帯支援特別給付金事業に係る交付金228万円を追加。

次の3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る補助金693万円を追加、19款繰越金は、財源調整といたしまして、前年度繰越金40万1千円追加計上したものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、御審議の上御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。ただいま説明がありました、民生費の子育て世帯生活支援特別給付事業ということで、国の制度でこのようになるということですが、高校生までの住民税非課税世帯から漏れる方々に対する町独自の支援等については、御検討されていないのかどうかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）ただいまの子育て支援の給付金の関係でございますけれども、こちらの事業は国の制度に基づくという中で、国の要綱どおり展開していく事業でございますので、本事業に直接関連する事業としては、そこから漏れる方への支援等は今のところ考えておりません。町全体としては、これから臨時交付金有効活用するために検討することになると思いますけれども、この子育て支援と関連して直接の漏れる方に対する支援はございません。

○議長（坂田秀昭君）7番、工藤孝一議員。

○7番（工藤孝一君）7番。物価高騰対策ということで、5月中に給付するということですが、たしか令和3年あたりから、国の交付金を活用した追加のメニューの中で、町独自の、国の制度から漏れた子供がいらっしゃる世帯の町独自の事業をやった経過があると思うんですが、今回の国の地方創生の交付金ですか、が確定されていると伺っているんですが、そのメニューの中にも、今後こういった、今言った住民税非課税から外れる方に対する給付等については、積極的に考えるべきじゃないかと思うんですが、再度お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えしたいと思います。これは100%国の事業でありますので、本件については100%国の規定にのっとり支援させていただくという考え方でございます。

議員がおっしゃったように、また臨時交付金という形で、今の予定では3千万くらい来る予定をしてお

りますが、今現在、それぞれ鋭意検討している最中でございますが、できれば6月定例町議会の中で、その施策については提案をさせていただきたいと思っております。

その中で、今状況としては、国のいろいろな支援制度もありますが、北海道においても単独の支援制度を考えられているという情報が来ております。そこらを見据えた中で、本町の支援の在り方について、それは子供もそうでありますし、恐らく影響を受けているのは、広く町民全体であるという認識をしておりますし、産業については、当然、基幹産業である農業、酪農、畜産がやはり大きいんだろうという認識をしております。そこを広く今検討しております、間に合えばという形になりますけれども、6月定例町議会の中で、それぞれ提案をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。5番、瓜田新一議員。

○5番（瓜田新一君）5番です。今、工藤議員のほうからもあったとおり、子育て、非課税世帯よりも厳しい、税金は払っているけれども厳しい世帯はいっぱいあると思いますので、ぜひその辺もやってほしいと思います。

衛生費の関係だったんですけれども、先日ワクチンの案内が来ましたが、国の方針として、何て言うんですか、緩和されていきます、今後ね。ワクチン自体は今後も続いていくであろうことよろしいですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）臨時特例接種でございますけれども、これは昨年度に引き続いて、1年間延長されるというところまで決定しております。その令和6年度以降につきましては、今年度実施してみ、それから決められるという国の方針でございますので、まずは1年間決定しているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

はい、8番、和田彩議員。

○8番（和田彩君）ワクチンの接種なんですけど、何か国全体で結構2千人ぐらい打たれて、すぐお亡くなりになった方がいるというのをネットとかで見たんですけど、本町においては、そういうワクチンを打って体調が悪くなった方とか、お亡くなりになられた方とかはいらっしゃるのでしょうか。教えてください。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）ワクチン接種に関しましては、これまで最高打たれている方で5回ほど経過しておりますけれども、当初やはり打ち始めた頃は、初回接種については、体の御自身の状況などによって、副反応大きい事例が実際にごございました。ただし、直接関連した死亡事故等に結びつく、あるいは救済の認定に結びつくような事例は本町ではございません。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第3号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、承認第3号、原案のとおり承認されました。

◎議案第28号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、議案第28号、防災拠点型複合庁舎2期外構工事に係る契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）ただいま上程されました議案第28号、防災拠点型複合庁舎2期外構工事に係る契約の締結について御説明申し上げます。

議案36ページと資料の入札及び契約状況表を御覧願います。

本件の入札につきましては、令和5年4月19日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行い、資料のほうに記載のとおり、株式会社北興が8,240万円、消費税込金額9,064万円をもって落札しました。

以上のとおり落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第28号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第28号、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号

○議長（坂田秀昭君）日程第17、議案第29号、役場庁舎解体工事に係る契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）ただいま上程されました議案第29号、役場庁舎解体工事に係る契約の締結について御説明申し上げます。

議案37ページと資料の入札及び契約状況表を御覧願います。

本件の入札につきましては、令和5年4月19日地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行い、資料のほうに記載のとおり、株式会社北興が6,830万円、消費税込み金額7,513万円をもって落札しました。

以上のとおり落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定による議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第29号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第29号、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号 及び 議案第31号

○議長(坂田秀昭君) 日程第18、議案第30号及び日程第19、議案第31号、道の駅活性化センター改修工事(建築主体)に係る契約の締結について、道の駅活性化センター改修工事(機械設備)に係る契約の締結についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長(西川豊人君) ただいま一括上程されました、議案第30号及び議案第31号、道の駅活性化センター改修工事の2工種に係る契約の締結について御説明申し上げます。

議案38ページ及び39ページと資料の入札及び契約状況表を御覧願います。

この2件の工事に係る入札につきましては、令和5年4月19日地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行い、資料のほうに記載のとおり、議案第30号、建築主体工事につきましては、株式会社北興が1億1,900万円、消費税込金額1億3,090円、議案第31号、機械設備工事につきましては、株式会社東海林設備工業が5,106万1千円、消費税込金額5,616万7,100円をもってそれぞれ落札しました。

以上のとおり、落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 初めに、議案第30号、道の駅活性化センター改修工事(建築主体)に係る契約の締結について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第30号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第30号、原案のとおり可決されました。

次に議案第31号、道の駅活性化センター改修工事(機械設備)に係る契約の締結について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第31号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第31号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
これをもって、令和5年第2回町議会臨時会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。どうもお疲れさまでございました。

（午前11時25分）